

河南町三世代同居・近居支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、Uターンによる定住を促進するとともに、子どもを安心して産み育てる環境を創るため、河南町三世代同居・近居支援住宅取得補助金(以下「住宅取得補助金」という。)及び河南町三世代同居・近居支援リフォーム補助金(以下「リフォーム補助金」という。)を交付することについて、河南町補助金交付規則(平成14年河南町規則第13号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 住宅取得補助金及びリフォーム補助金をいう。
- (2) 子世帯 補助金の交付申請日(以下「申請日」という。)において、同一世帯内で義務教育修了前の子ども(出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。)と同居している親子世帯又はいずれも40歳未満の夫婦世帯をいう。
- (3) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (4) 親等 子のいずれかの直系尊属の父母又は祖父母で、住宅取得若しくはリフォーム工事後に子世帯が同居、近居する者をいう。
- (5) 三世代世帯 子世帯及び親等の世帯をいう。
- (6) リフォーム工事 住宅の修繕、改築、増築、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 申請日において、親等が継続して3年以上町内に居住(現に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていることをいう。以下同じ。)していること。
- (2) 申請日において、子世帯の構成員の全員が補助の対象となった当該住宅に居住していること。
- (3) 三世代世帯の構成員の全員が、納期限が到来している町税を完納していること。ただし、義務教育終了前の子どもは、除く。
- (4) 申請日において、過去に三世代世帯の構成員の全員が、補助の対象となった住宅について、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(5) 三世帯世帯の構成員の全員が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

イ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

2 前項に規定する要件のほか、次の各号のいずれかに該当する者が補助金の交付の対象者となることができる。

(1) 継続して河南町外に居住した子世帯が、申請日までに住宅の取得又はリフォーム工事に伴い転入（町外に居住していた者が現に町内に住所を定め、かつ、住民基本台帳法に基づく転入の届出を行っていることをいう。以下同じ。）していること。

(2) 継続して河南町内に居住している子世帯が、申請日において引き続き河南町内に居住していること。

（補助対象となる住宅等）

第4条 住宅取得補助金の補助の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 子又は親等のいずれかが契約して取得した河南町内の住宅であること。

(2) 住宅取得の当初契約日が平成28年4月1日以降であること。

(3) 住宅取得に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が100万円以上であること。

2 リフォーム補助金の補助の対象となるリフォーム工事は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 子又は親等のいずれかが契約した工事であること。

(2) 工事の当初契約日が平成28年4月1日以降であること。

(3) 工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が100万円以上であること。

（補助対象経費）

第5条 住宅取得補助金の対象となる額は、100万円以上（消費税及び地方消費税の額を含む。）の次に掲げるものとする。ただし、土地付き住宅の売買の場合は、土地の代金は補助対象経費に含めないものとする。

(1) 住宅取得に係る売買契約金額又は建築工事請負契約金額

(2) 取得した住宅が中古住宅で、購入後申請日までに引き続き次項に規定するリフォーム工事を完了した場合は、中古住宅取得に係る売買契約金額（家屋の売買契約金額が不明な場合は、固定資産税の家屋の評価額を家屋の売買契約金額とする。）及びリフォーム工事請負契約金額の合算した額。

- (3) その他町長が必要と認める経費
- 2 リフォーム補助金の対象となる額は、100万円以上(消費税及び地方消費税の額を含む。)のリフォーム工事とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、次に掲げる工事等については、補助の対象としない。
- (1) 国、府又は町の住宅改修に係る他の補助を受けた工事(当該他の補助の対象となった部分のみを控除して第1項の補助の対象とすることができる。)
 - (2) 自ら居住するため以外の目的で行う工事(併用住宅における住宅以外の部分を含む。)
 - (3) 倉庫、車庫のみを改修する工事
 - (4) 敷地造成、門、塀その他の外構のみを改修する工事
 - (5) 機器、設備又は製品を購入するもの(工事業者により設置されるものは除く。)
 - (6) 新築又はリフォームを伴わない解体工事、太陽光発電システムの工事
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の対象とすることが適切でないと認める工事

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、住宅取得補助金にあつては100万円を上限とし、前条第1項の補助対象の経費に10分の1を乗じた額、リフォーム補助金にあつては50万円を上限とし、前条第2項の補助対象の経費に10分の1を乗じた額とする。ただし、いずれの補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(事前協議)

第7条 住宅取得補助金又はリフォーム補助金の申請をしようとする者は、住宅を取得、新築、改築又はリフォーム工事等を行う前に、事前協議書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長と協議しなければならない。

- (1) 子と親等の関係を確認できる戸籍関係の書類(戸籍全部事項証明書等)
- (2) 居住の確認ができる書類(住民票の写し等)
- (3) 住宅を取得する場合は、建物の建築確認申請副本又は建築確認済証
- (4) 新築、改築又はリフォーム工事を行う場合は、住宅の所在地、平面図等の工事の内容、自己の居住の用に供することが分かる書類(位置図、平面図、立面図等)
- (5) その他町長が必要と認める書類等

(交付申請)

第8条 住宅取得補助金又はリフォーム補助金の交付を受けようとする者は、

住宅を取得した日又は工事の完了した日の属する年度の翌年度末までに河南町三世帯同居・近居支援補助金交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。ただし、令和3年度の申請にあつては、令和4年3月31日までに申請したものに限る。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、リフォーム補助金の交付を受けようとする場合は、第5号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 子と親等の関係を証明する戸籍全部事項証明書等
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 子世帯及び親等の世帯を含む世帯全員（義務教育終了前の子どもを除く）の町税の完納を証明する書類
- (4) 建物の建築確認申請副本又は建築確認済証の写し（原本確認が必要）
- (5) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書並びに領収書の写し（原本確認が必要）
- (6) 平面図、立面図その他の工事の内容が確認できる書類
- (7) 子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳又は出産予定であることが分かる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類等

3 前項に掲げる書類等について、第7条の規定による事前協議書に添付した場合は、添付を省略することができる。

（交付決定等）

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について審査の上、補助金を交付すべきであると認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、本町の条例及び規則並びにこの要綱に違反していないこと。
- (2) 補助金交付の要件を全て満たし、かつ、この補助金の交付の目的に適っていること。
- (3) 予算の範囲内であること。
- (4) 補助対象の経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の場合において適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 町長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（補助金交付の条件等）

第10条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、町長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (3) その他町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めた条件

(決定の通知)

第11条 町長は、第9条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、河南町三世代同居・近居支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 町長は、第9条第3項の規定により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、河南町三世代同居・近居支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第12条 前条第1項の交付決定の通知を受けた者（以下「被決定者」という。）は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の申請の取り下げをする者は、河南町三世代同居・近居支援補助金交付申請取下書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

3 第1項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第13条 被決定者は、第11条第1項の交付決定の通知を受けた日から14日以内に、河南町三世代同居・近居支援補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 町長は、被決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項の請求を行わないとき。
- (3) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (4) 前各号に類するもので、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の取消しをしたときは、河南町三世代同居・近居支援補助金交

付決定取消通知書（様式第7号）により被決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 第13条第2項の規定により補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、前条第1項の規定により交付決定を取り消された場合、町長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（加算金）

第16条 被交付者は、第14条第1項の取り消しにより前条の補助金の返還を求められたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、被交付者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

3 町長は、被交付者が第1項の加算金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該加算金の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。